# 「インボイス制度に関する調査」結果報告

兵庫県中小企業団体中央会

# 〈 | 調査実施の要領〉

#### 1. 調査の目的

この調査は、全国中小企業団体中央会からの臨時の要請に応じ、「インボイス制度」(適格 請求書保存法)にかかる県内中小企業の現状を把握することを目的に実施した。

#### 2. 調査の時点

令和6年2月5日

# 3. 調査の対象

中小企業団体情報連絡員※ 68名

※中小企業団体情報連絡員とは、情報に即した支援活動を行うため、中小企業の動向、問題点、要望等を機敏かつ的確に把握することを目的に、兵庫県中央会が、調査を委嘱した地場産業を含む県内各地の中小企業組合の役職員である。現在68名からなり、毎月、景気動向等の調査に協力をしていただいている。

## 4. 調査の実施方法

中小企業情報連絡員に対してWEBアンケートを実施した。

## 5. 回答の状況

中小企業情報連絡員68名に対して、57名から回答が得られた。**【回答率は、84%**】であった。なお、構成百分率の計算は、小数点以下を四捨五入した。

## ⟨Ⅱ 調査結果⟩

#### (総括)

県内中小企業の多くは、インボイス制度への対応を進めているが、人手不足の中、事務の負担が大きいと感じている。事務負担の軽減策に加え、実際の経営への制度の当てはめに、不安や戸惑いを感じており、更なるこれらの解決につながる情報提供が求められている。

#### 【質問1】

貴組合傘下の組合員は、インボイス制度に対応できていますか	回答数	比率
(1) 問題なく対応できている	7	12%
(2)概ね問題なく対応できている	35	61%
(3)対応がやや遅れている	3	5%
(4)対応がかなり遅れている	2	4%
(5)わからない/対応していない	10	18%
合計	57	100%

(**小括**) 「問題なく対応できている。」と「概ね問題なく対応できている」とで、全体の73% を占めた。制度の開始に合わせ、中小企業者が、インボイス制度への対応を進めて来た様子が 窺えた。

# 【質問2】

インボイス制度について懸念事項はありますか	回答数	比率
(1) ある	28	49%
(2) ない	20	35%
(3) わからない	9	16%
合計	57	100%

((1)を選択した方のみ)懸念事項の内容について教えてく ださい(複数回答可)	回答数 (多い順)	比率※
・事務負担の増加	23	82%
・後々の不備発覚時の対応	15	54%
・社内/組合の理解不足	12	43%
・正確な情報の入手	11	39%
・組合・組合員間の対応	10	36%
・仕入れ先への対応	9	32%
・販売先への対応	9	32%
・システム対応	7	25%
・取引条件の変化	7	25%

※「ある」と回答した28名を分母として算出

(小括) インボイス制度に関して懸念が「ある」と答えた中小企業団体情報連絡員は半数近くを占めた(49%)。「ある」と答えた方を対象に、懸念する内容を複数回答で問いたところ、「ある」と答えた組合の82%が「事務負担の増加」と答え、最も多い結果となった。人手不足が課題となっている県内中小企業において、当制度に対する負担感が大きい事が窺えた。また、「後々の不備発覚時の対応」(「ある」と答えた組合の54%)、「社内/組合の理解不足」(同じく43%)、「正確な情報の入手」(同じく39%)が続いており、県内中小企業においては、インボイス対応の現状に対して不安があることを窺えた。

# 【質問3】

インボイス制度に関する具体的な要望について(複数回答可)	回答数 (多い順)	比率
・情報提供	22	39%
・制度面での追加的な対応(特例措置の延長・拡充等)	20	35%
・講習会・研修会	15	26%
・補助金・助成金	12	21%
・専門家による個別支援	6	11%
· その他 (→自由回答欄)	5	9%

# ▼その他(→自由回答欄)でのコメント(抜粋)

# 〈主に中小企業に関するコメント〉

- ・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の控除可能率の引き上げと期間の延長 (木材・木製品製造業)
- ・事務支援及び事務の外注補助。(神戸市商店街)

### 〈主に中小企業団体(組合等)に関するコメント〉

・インボイス制度の曖昧さに辟易としている状態である。業界の全国ネットワークシステムで、料金計算に誤差が生じており、毎月の請求、支払いでの金額の調整が頻発している。インボイスが始まるまでは普通に行っていた業務が、インボイス以降は請求、支払い金額を合わせるために余計な手間、時間がかかるようになり非常に迷惑な制度であり、できるものなら今すぐにでもやめてほしいものである。(運輸業)

(小括)複数回答で尋ねたところ、上位三位は「情報提供」(39%)、「制度面での追加的な対応(特例措置の延長・拡充等)」(35%)、「講習会・研修会」(26%)となった。インボイス制度を実際の経営に当てはめた場合での経理処理への戸惑いや処理の妥当性への不安感がある事が窺えた。

## 【質問4】

## インボイスに関する中小企業や業界の現状についてコメント(抜粋)

### 〈主に中小企業に関するコメント〉

- ・国税庁のパンフレットを参考に対応しているが、国税庁が求める正確さと合致しているか不安である。卸売市場には特例はあるが、木材市場には特例がないので対応に苦慮していると聞いている。(木材・木製品製造業)
- ・10月~12月はかなり混乱したが、現在は対応できているというより開き直っている。(運輸業)
- ・インボイスが実施され仕方なく対応していますが、いろいろ問題があり、事務負担が大きい。免税事業者が課税事業者になる為の政策が従来の課税事業者にとっても事務負担が多く、利益にも影響を及ぼす。又、課税事業者になった者にとっては、決算に向けての事務処理も追加され大変である。(鉄鋼・金属)
- ・インボイス登録していない業者との今後の取引について(西宮市商店街)
- ・仕入れ先にて、インボイス適格請求者登録を、あえて避ける法人があり、対応の選択肢を並べる無駄が生じている。(サービス業)
- ・取引先の関係や、会計処理の効率化から、この機会に課税事業所(簡易課税)となる組合員が多く見受けられました。しかし、免税事業所のままの組合員も一定数あり、組合の事務処理の煩雑化が著しい状況である。(窯業・土木製品)

- ・税務署並びに会計事務所と協議・相談を行いながら(業界をあげて中小企業のインボイス対応を)進めている。(繊維工業)
- ・当組合では殆どの事業者が売上1000万円未満である。経過措置の期間中は良いのだが、 経過措置終了後はBtoBの取引が無くなってしまう危険性が高く、その時点で廃業が相次ぎ組合 を維持できなくなる可能性が高いと見ている。インボイス制度の廃止もしくは抜本的な改正を お願いしたいと思う。(サービス業)
- ・まだ解らない組合員が多数いると思うので、3年間の間に周知徹底しようと思いますが、そう 簡単ではないと思う。(小売業)

#### 〈主に中小企業団体(組合等)に関するコメント〉

- ・組合としては今のところ問題ないが各個店が対応できているかどうか充分把握できていない。(サービス業)
- ・今現状、取得していない。する予定もないが、組合員さんや賛助会員さんが、少し困られている。こちらと致しましては、(インボイス制度へ対応するために)さらなる出費は押さえたいので、インボイス前のまま対応したいと考えているが、国からの是正処置等が来た時に対応できないと思い懸念している。(鉄鋼・金属)
- ・組合では、インボイス研修会は、要望に応じて何回か実施し研修内容もホームページに YouTube方式でアップしている。組合員数が2,200工場と多いため全体を把握しきれない。 (サービス業)
- ・組合が研修会を開催する際、インボイス登録していない外部講師への報酬支払の消費税の取り扱いに苦慮している。(木材・木製品製造業)
- ・組織する業界団体に二つの団体があるが、一方は免税業者、他方は課税業者なので、同時加入であり、組合員はわかりにくいと思う。(その他の製造業)
- ・当組合は、今までのまま非課税業者である。私たちに関係するのは、車のガソリン仲介のみインボイス制度と接点が出来る程度である。従って時々組合員の会社経理から質問をされることがあるが、登録していないとお答えしている。(卸売業)

【本件のお問い合わせ先】 兵庫県中小企業団体中央会 事業部 情報企画課 尾﨑 TEL:078-331-2045